

協議項目第 3 1 - 3 号

その他協議が必要な事項について

まちづくり基本条例の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 2 月 1 5 日 提 出

射水地区広域圏合併協議会
会 長 分 家 静 男

調整方針（案）

まちづくり基本条例については、小杉町の条例の趣旨を尊重し新市において検討する。

小杉町まちづくり基本条例

小杉町は、射水平野の一角を占め、豊かな自然環境に恵まれ、また、歴史的文化遺産が多く、先人が培ってきた歴史と文化の息づく調和したまちです。

私たちは、個性豊かで活力ある地域社会をつくるため、小杉町が「住みたい、住み続けたいまち」、「住んでいることを誇りに思えるまち」、「全ての町民が安心して住めるまち」となることを目指します。

そのためには、町民が自分たちの手で、自分たちの責任において、主体的にまちづくりを進めていかなければなりません。

また、まちづくりは、子どもから高齢者までの全ての町民と町がお互いに理解・協力する「協働」を基本とし、町民の持つ豊かな創造性、知識、経験等が十分に生かされることが必要です。

町民と町がまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、わたしたち「町民がまちづくりの主役」であり、「町民が町の主権者」ということを理解しながら、まちづくりを進めるための町民の権利と責任・町の責任など、まちづくりに関する基本的なことを定め、創造力と活力のある住民自治を展開することを目的とします。

第2章 条例の位置付け

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、町の自治の最も基本的な理念と原則を定めるもので、町の総合的な規範となり最大限尊重されなければなりません。

第3章 まちづくりの基本原則

(参加の原則)

第3条 まちづくりは、それぞれの過程において、まちづくりに参加する権利が実現されるために、町民の参加が基本となります。

(情報共有の原則)

第4条 まちづくりは、町民と町が一体となって進めるものであり、まちづくりに関する情報が共有されていることが基本となります。

(説明責任の原則)

第5条 町は、まちづくりについての施策の企画立案、実施や評価等のそれぞれの過程において、その経過・内容・効果や手続きを明らかにし、町民に分かりやすく説明する責任があります。

第4章 まちづくりに参加する権利等

第1節 まちづくりに参加する権利

(まちづくりに参加する権利)

第6条 町民は、まちづくりの主役であり、個人・団体・職域・地域等のいろいろな立場から、まちづくりに平等に参加する権利が保障されます。また、町民は、年齢・性別・心身の障害等により、まちづくりへの参加について差別されません。

(子どもたちのまちづくりに参加する権利)

第7条 町は、子どもたち(満20歳未満の町民をいいます。以下同じ。)の主張をしっかりと受け止め、子どもたちがそれぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を保障します。

第2節 町民の権利及び責任

(まちづくり活動への参加等)

第8条 町民は、まちづくりの活動に積極的に参加し、総合的・公共的視点に立ち、自分の行動に責任を持たなければなりません。また町は、町民がまちづくりの活動に参加したことや参加しようとしたこと、又は参加しなかったことや参加しようとしなかったことで差別的な扱いをしません。

(情報を知る権利)

第9条 町民は、まちづくりについて、企画立案から実施段階まで、またその成果についても、町から必要な情報の提供を受け、詳しく知る権利があります。

(意見表明等)

第10条 町民は、まちづくりについて、公の場で意見や提言を发表し、施策をつくることに参加する権利があります。

第5章 参加のための制度保障

第1節 まちづくりへの協働過程

(町民への情報提供)

第 11 条 町は、まちづくりに対する町民の参加が円滑になるよう、情報の提供に努めます。

(計画策定過程への参加)

第 12 条 町は、各種事業の計画を決めるときは、調査・研究のほか計画作成時にも、町民がそれぞれの立場から参加できるよう配慮します。また、計画を変更するときも同じようにします。

(審議会等への参加)

第 13 条 町は、審議会・審査会・調査会等の附属機関の委員に、公募町民の委員を加えるよう努めます。

第 2 節 まちづくりの施策の評価

(評価の実施)

第 14 条 町は、実施した政策や事業についてその評価を公表し、次の政策に反映します。また、町民は政策・事業に対し評価することができます。

第 3 節 住民投票制度

(住民投票制度)

第 15 条 町は、町の将来にかかわる重要なことについて、直接、町民の意思を確認するため、住民投票制度を設けます。住民投票をするとき、意思確認をする項目や参加できる人の資格、その決定方法、実施に必要な事項は条例で定めます。また、町議会と町長はその結果を尊重するものとします。また、町民は、住民投票が実施される時は、意思表示のため投票する権利があります。

第 6 章 町・町議会・町長・町職員の責務

(町の責務)

第 16 条 町は、この条例で定めるまちづくりを進めるため、必要な施策を実施する責務があります。また、町民の主体的なまちづくりに対し、協働してまちづくりを進めるため、まちづくり施策のそれぞれの段階においてわかりやすく町民に説明します。また、町政についての意思決定の過程を明らかにすることで、その妥当性が町民に理解されるよう努めます。

(町議会の責務)

第 17 条 町議会は、長期的展望をもって意思決定すると同時に、町民の意思が町政に正確・迅速に反映されることを意識して活動します。

(町長の責務)

第 18 条 町長は、町民が町の情報を知る権利とまちづくりに参加する権利を保障します。また、町民のいろいろな意見を受け止めそれに対応したまちづくりを進めるために、最大限の努力をします。

(町職員の責務)

第 19 条 町職員は、公正で能率的に職務を行います。また、まちづくりの基本理念に立ち、職務を遂行するうえで必要な知識や技能の向上に努めます。

第 7 章 情報の共有化

(情報共有化の推進)

第 20 条 町は、町が保有する情報(個人のプライバシーを除く)が、分かりやすくすべての町民に公開され、町民が積極的にまちづくりに参加できるよう情報の共有化を進めます。また、町は、情報の共有化のために次のことに取り組みます。

(1) 町が保有する文書やその他の記録を、請求に基づき原則として公開する。

(2) 町が開催する会議は原則として公開する。

(3) 町民の要望や提言から町民の総意を見極め、町の仕事に反映させる。

(個人情報保護)

第 21 条 町は、個人の権利や利益が侵されることのないよう、個人情報の保護に努めます。

第 8 章 コミュニティ(地域共同社会)の役割

(コミュニティ)

第 22 条 コミュニティは、町民がお互いに助け合い、心豊かな生活をおくることを目的として、自主的に結ばれた組織や団体をいいます。町民と町は、自主的で自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。

(生涯学習の推進)

第 23 条 町は、町民が自ら考え自ら決定し自ら行動できるよう、生涯学習機会の充実に努めます。

(担い手の健全育成)

第 24 条 町は、子どもの健全育成に努め、コミュニティと学校教育・家庭教育が連携する施策の立案に取り組みます。

(安全なまちづくり体制の推進)

第 25 条 町民と町は、安心して住める町をつくるため、防災・防犯意識とその予防体制の充実に努めます。

(循環型社会への取り組み)

第 26 条 町民と町は、いのちに優しいまちであるために、自然環境を守り、循環型社会の実現に取り組みます。

第 9 章 自治体連携等

(近隣自治体との連携)

第 27 条 町は、広域的な取り組みをしなければならないときは、近隣の自治体と情報を共有し、お互いに協力し、連携して取り組みます。

(広域連携)

第 28 条 町は、他の自治体や町外の人と連携し、住民自治と参加に支えられたまちづくりを行います。

第 10 章 苦情処理

(苦情の申し出と処理)

第 29 条 町民は、町から不利益な扱いを受けたときは、必要な措置をとることを申し出ることができます。また、町は、その申し出があったときは、速やかに事実関係を調査し返答します。

第 11 章 条例の見直し等

(この条例の検討及び見直し)

第 30 条 町は、この条例施行後 5 年以内に、この条例によるまちづくりが小杉町にふさわしいものか検討し、その結果を踏まえて、条例を見直します。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行します。

「小杉町まちづくり基本条例」について

町がきまりや計画などを策定する際の指針となるものです。

町民と行政の適切な役割分担とパートナーシップによるまちづくりを目指すものです。

1 目的・・・「町民自治」の推進

まちづくりにおける 町民の権利と責任を明らかにし、まちづくりの主体は町民であり、町民一人ひとりが自ら考え、行動することを推進する。(首長が恣意的に判断できないシステムをつくる。)

2 目的を達成するために必要と考えられること(基本原則)

町民と行政との情報の共有(広報・公聴)

行政の透明性の確保(情報公開)

町民主体の行政の実現(町民参画、政策・執行評価)

3 なぜ今「まちづくり基本条例」をつくるのか(背景)

まちづくりは、本来、住民が日常生活の中で自らが主体的に行ってきたものであり、相互扶助の中で培われてきたものです。しかし、行政が公共サービスの名の下に、本来住民が担ってきたものまでも引き受けてきたことにより、行政は肥大化し、住民の間では公共課題の解決は行政が行うものという考えになってきました。これらを見つめ直し、よりよい仕組みを再構築しようということが背景にあります。

地方分権への対応

平成12年4月の地方分権一括法の施行で、各自治体とも大幅に自己決定・自己責任で行政運営が可能となりました。このため、自らが自立して活動するには、自らが行動を律する基本的なルールを共有する必要がでてきました。

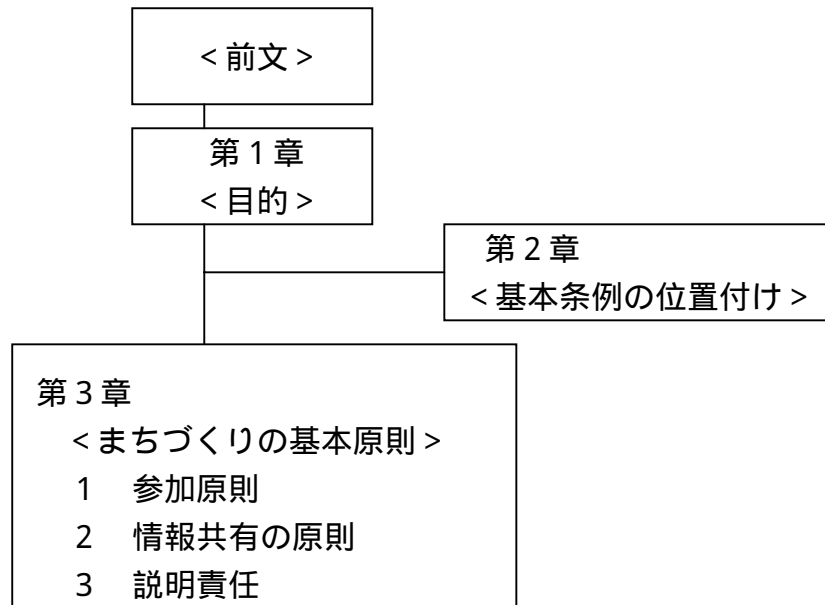
町民活動への対応

最近、NPOやボランティア活動が活発になり、地域への関心や町民に一番身近な行政(役場)への参画・協働を望む機運が高まっています。このため、町民、事業者、行政のそれぞれの役割と責務を明らかにし、パートナーとしての連携のあり方を定め、自己決定・自己責任に基づく参画の仕組みを制度として保障する、法的ルールをつくってはどうかという考え方がでてきたことが挙げられます。

4 条例策定による効果

町民と行政(役場)が共に考える体制の中で、町民の権利と責任、行政の責務(役割)を明確にすることにより、肥大化した行政を小さな行政に変革していく、いわゆる行政改革につながるものと考えられます。

「小杉町まちづくり基本条例」の構造図



基本原則を実現する個別条項

第4章
<まちづくりに参加する権利等>

- ・まちづくりに参加する権利
- ・町民の権利及び責任

第5章
<参加のための制度保障>

- ・まちづくりへの協働過程
- ・まちづくりの施策の評価
- ・住民投票制度

第6章
<町・町議会・町長・町職員の責務>

第7章
<情報の共有化>

第8章
<コミュニティの役割>

第9章
<自治体連携等>

第10章
<苦情処理>

第11章
<条例の見直し等>